

由利本荘市 子どもの生活応援計画

令和4年度～令和8年度

由利本荘市

－ 目次－

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1

第2章 子どもの貧困の現状と課題

1 現状	2
（1）我が国の子どもの貧困について	2
（2）本市における状況について	4
（3）アンケート調査の結果	7
2 本市のデータやアンケート結果からみた分析と課題	17

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本方針	19
2 子どもの貧困に関する指標	20

第4章 施策の展開

重点施策1 教育の支援	21
重点施策2 生活の安定に資するための支援	22
重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	25
重点施策4 経済的支援	26

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	27
2 計画の進捗管理と計画の見直し	27
3 各種施策の周知について	27

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

厚生労働省が実施した国民生活基礎調査結果によると、平成24年の我が国における子どもの貧困率は16.3%と過去最悪を更新しました。こうした状況を背景として、平成26年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月、それを受けて「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

本市においても、平成29年3月に「由利本荘市子どもの生活応援計画」を策定し、平成29年度から令和3年度までを計画期間として、国の子どもの貧困対策や県の取り組みと連携し、支援が届く仕組みづくりや施策の展開を図ってきたところです。

しかしながら、令和2年7月に公表された平成30年の我が国における子どもの貧困率は13.5%と、前述の平成24年の調査結果と比較して改善傾向にあるものの、依然として先進国の中では高い水準にあります。

そこで、令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」および「第2次 秋田県子どもの貧困対策推進計画」を勘案して、全ての子どもが現在から将来にわたって、その生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに育ち、教育や進路選択の機会均等が保証され、一人一人が夢や希望を持つことができるよう、令和4年度から令和8年度までの「由利本荘市子どもの生活応援計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の第9条第2項において、市町村は国の大綱や都道府県計画を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが明記されました。このことから、本市においても、秋田県の計画と連携し、整合性を図りながら本計画を策定します。

本計画の策定にあたっては、前回策定計画と同様に「由利本荘市総合計画」を上位計画とし、「由利本荘市地域福祉計画」、「由利本荘市障がい者福祉計画」、「健康由利本荘21計画」といった各個別計画との調和を図りながら、子どもの貧困対策に資する取り組みについて、一体的な推進を目指します。

3 計画の期間

計画期間は、「子供の貧困対策に関する大綱」がおおむね5年ごとに見直しを検討するとされていることを踏まえ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、必要に応じ見直しを行うこととします。

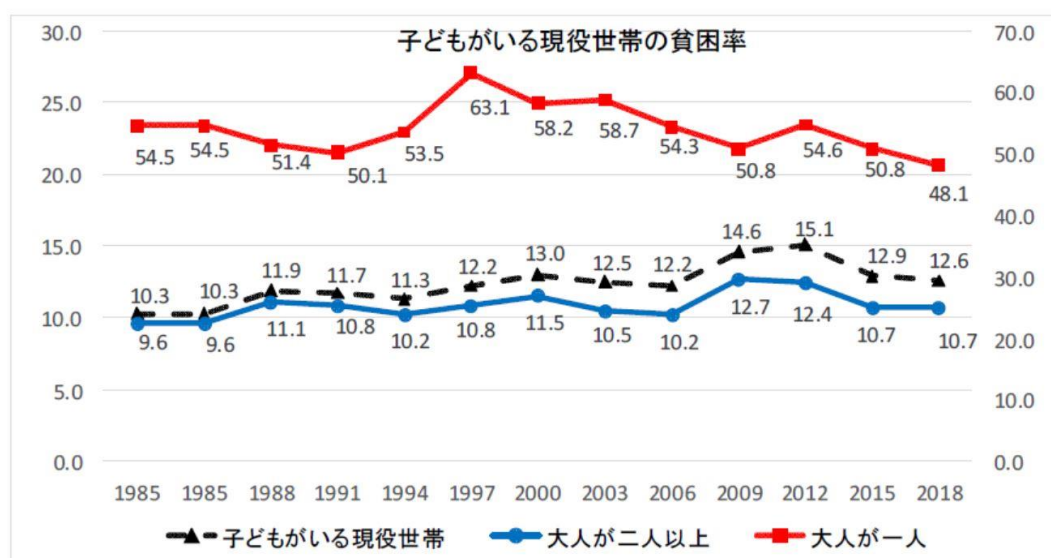
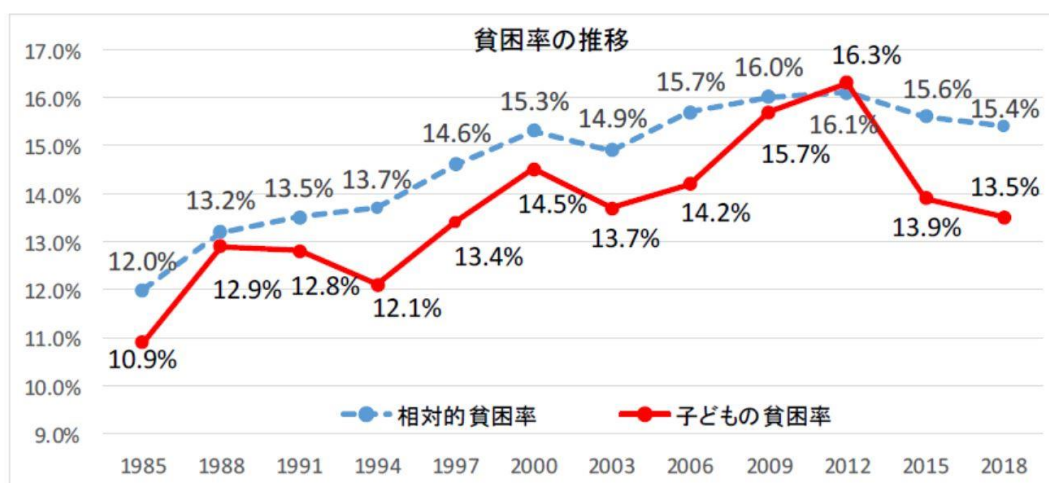
第2章 子どもの貧困の現状と課題

1 現状

(1) 我が国の子どもの貧困の状況

厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によると、我が国における平成30年時点での貧困線（等価可処分所得がこれを下回ると「相対的貧困」にあたる）は127万円、相対的貧困率は15.4%であり、これらの世帯で暮らす子どもの貧困率（17歳以下の子どものうち、相対的貧困の状況にある子どもの割合）は13.5%となっています。この結果から、約7人に1人の子どもが貧困の状況にあると考えられます。

また、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は48.1%と高い水準となっています。



出所：厚生労働省(2020)『2019年国民生活基礎調査 結果の概況』

【参考】子どもの貧困率について

(第2次秋田県子どもの貧困対策推進計画より)

1 相対的貧困率

貧困線に満たない世帯員の割合をいいます。

2 子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。

$$\text{子どもの貧困率} = \frac{\text{相対的に貧困の状況にある17歳以下の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数}}{\text{国民生活基礎調査統計における17歳以下の者の総数}}$$

3 子どもがいる現役世帯の貧困率

① 「大人が一人」の貧困率とは、

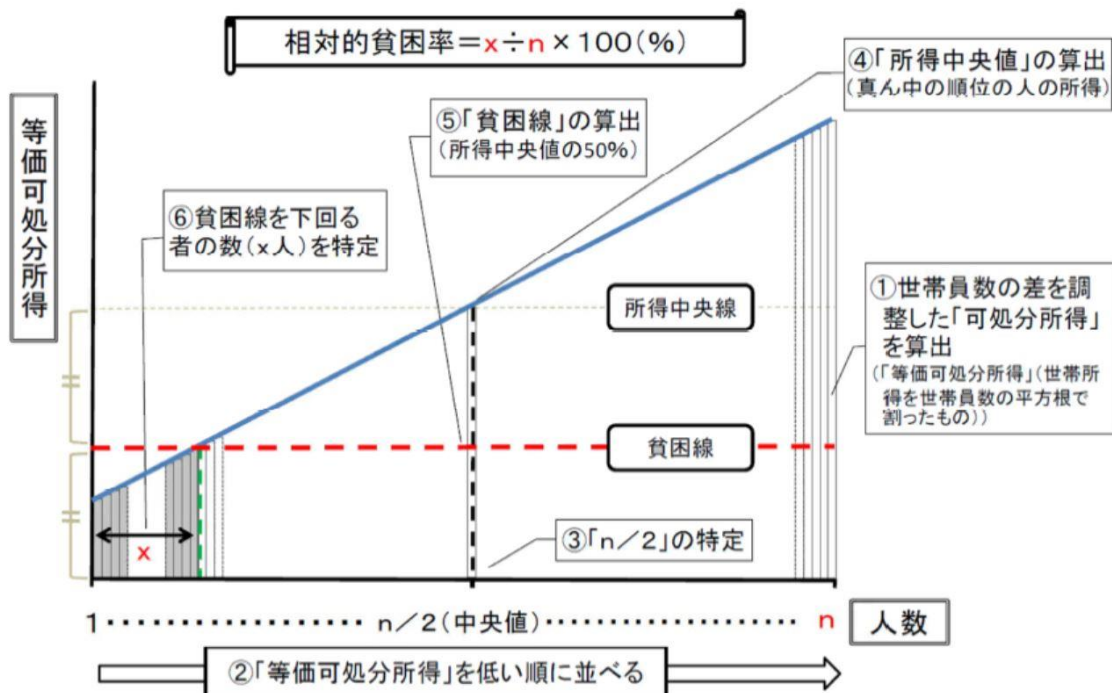
現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいいます。

「大人」には、親以外の世帯員（祖父母、18歳以上の兄弟など）も含まれます。

② 「大人が二人以上」の貧困率とは、

現役世帯のうち、「大人が二人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいいます。

「相対的貧困率」…所得中央値の一定割合(50%が一般的。いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。

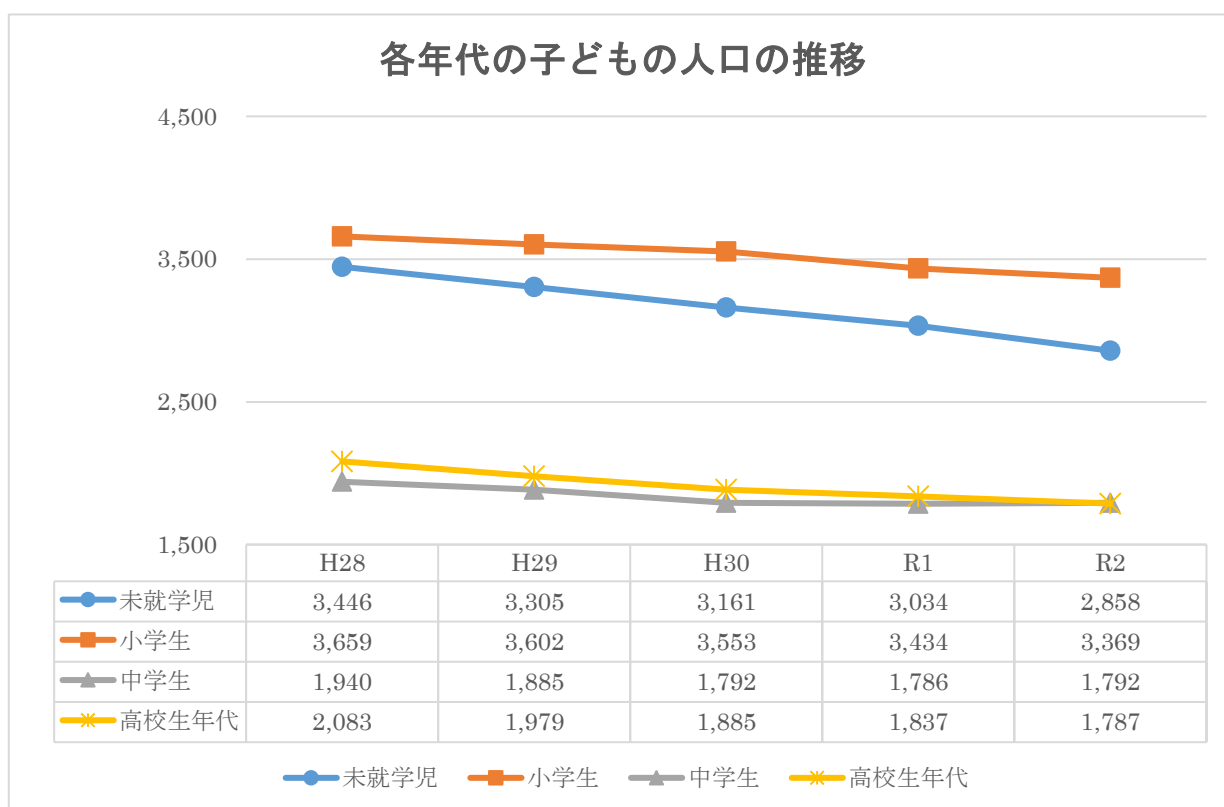
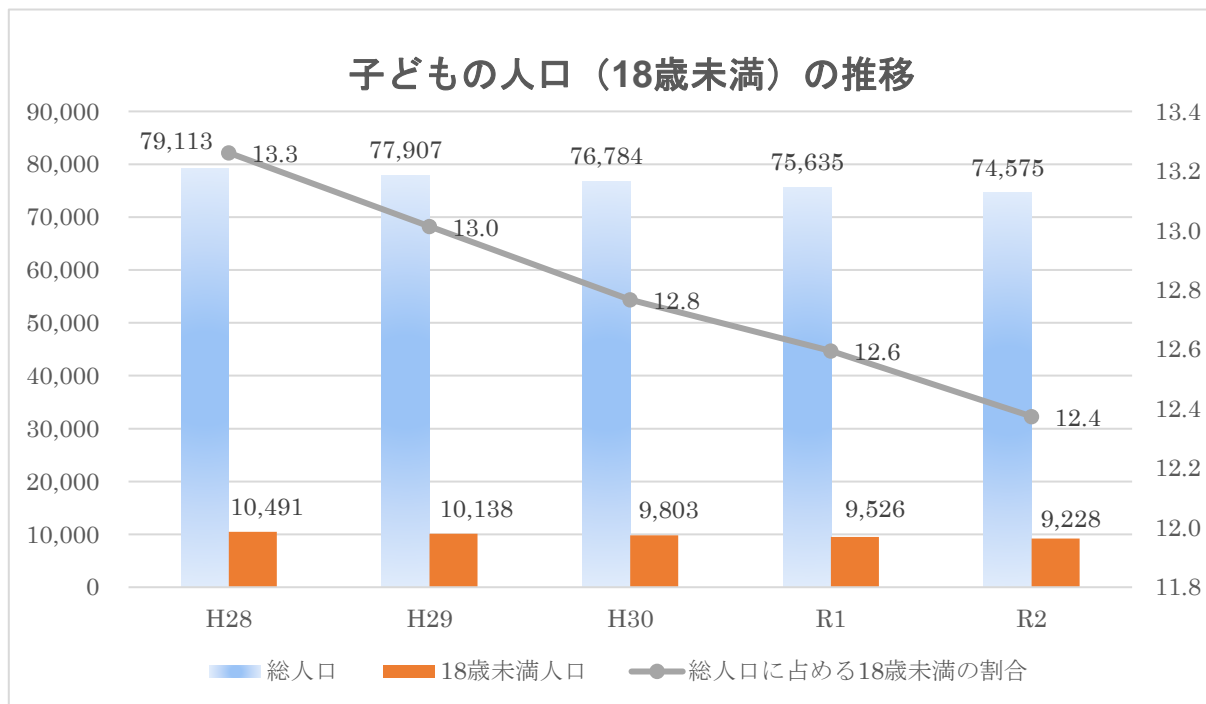


(2) 本市における状況について

①子どもの人口の動向

子どもの人口（18歳未満）の推移をみると、18歳未満人口は減少傾向にあります。平成28年度から令和2年度までに1,263人減少し、総人口に占める子どもの割合も低下しています。

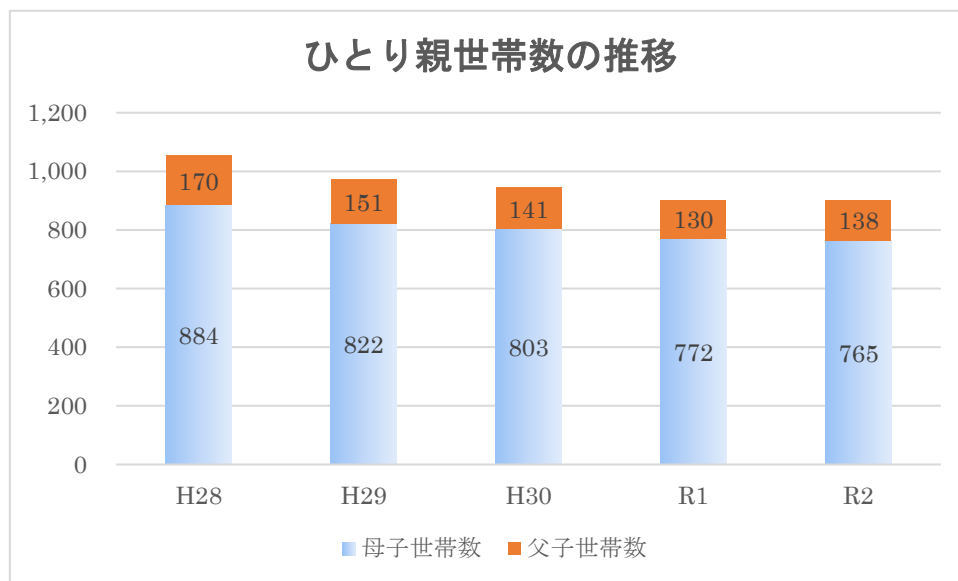
また、未就学児、小学生、中学生、高校生の各年代の人数も減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳人口（各年度末の値）

②ひとり親世帯の状況

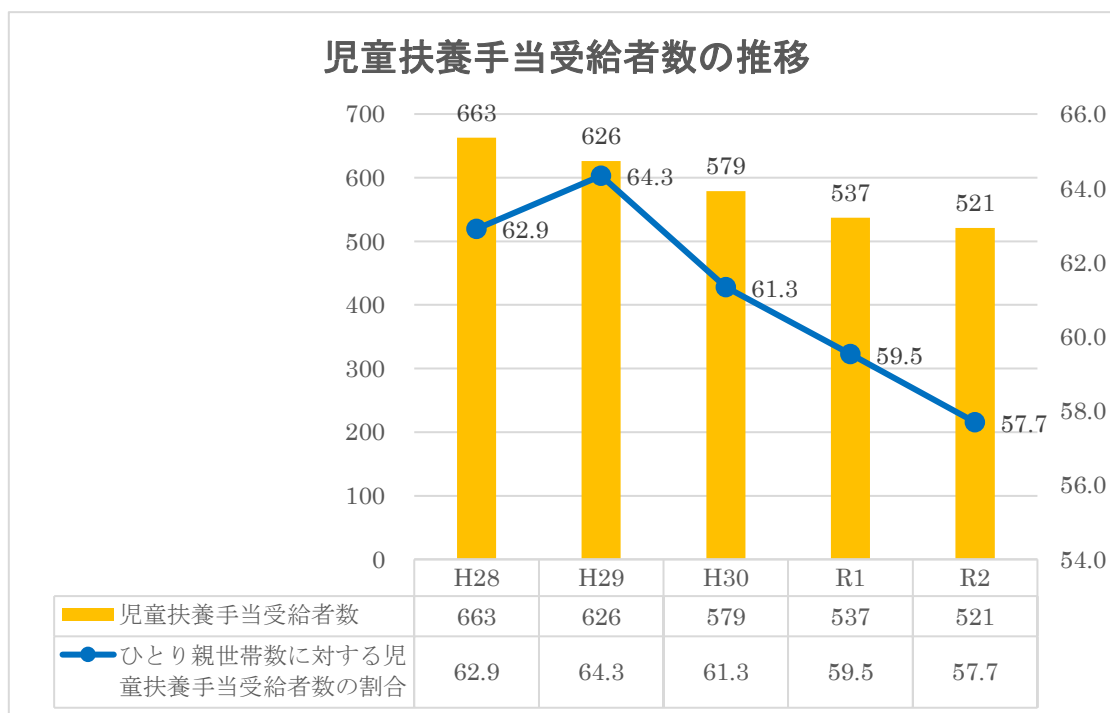
本市の母子世帯数は年々減少傾向にあり、父子世帯数はH30年よりやや横ばい傾向ですが、全体的にひとり親世帯数は減少しています。



資料：秋田県母子及び父子世帯実態調査

③児童扶養手当受給者の状況

本市の児童扶養手当受給者数は減少傾向にあり、ひとり親世帯数に対する児童扶養手当受給者の割合も減少しています。

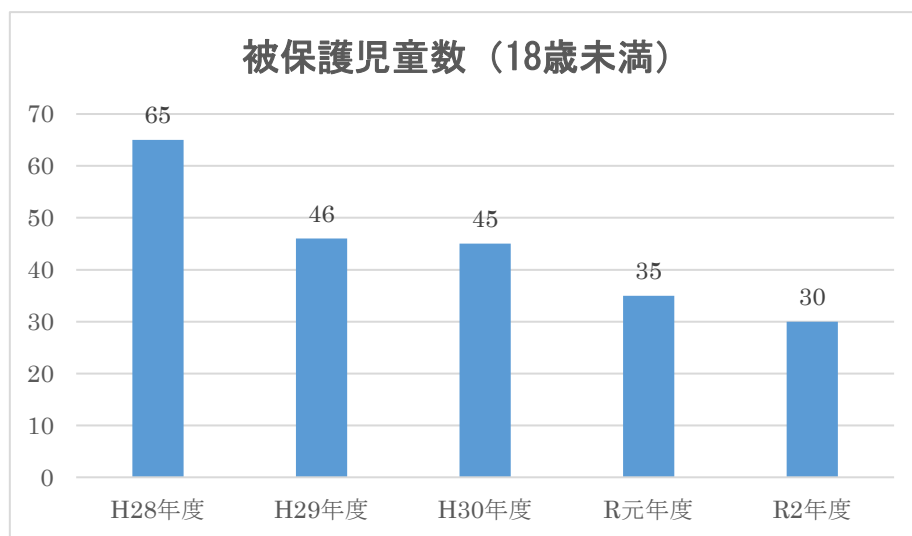
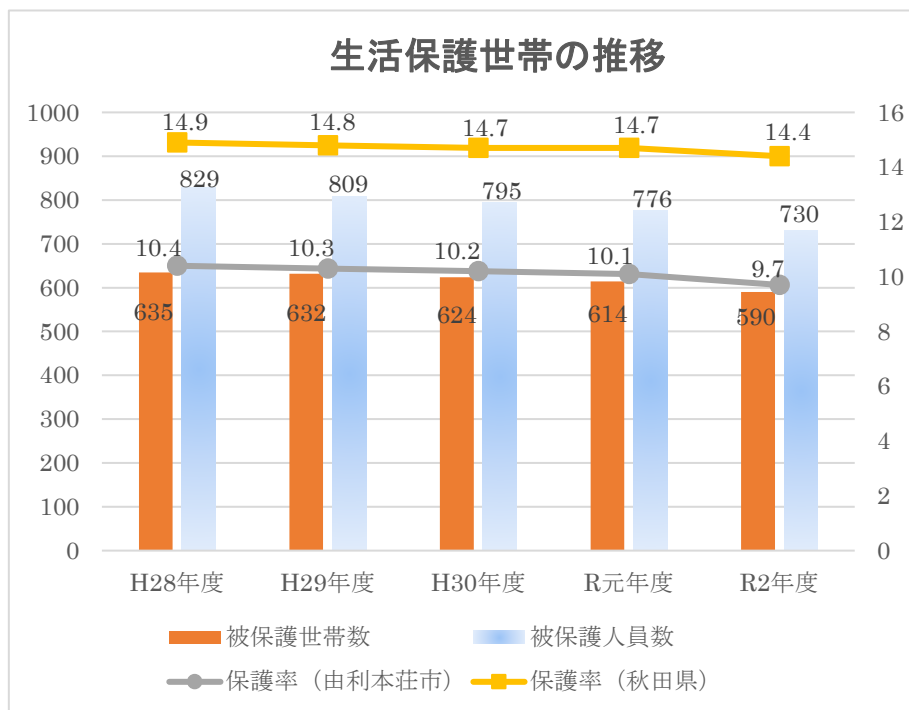


資料：子育て支援課調べ（受給者数は各年度末の値）

④生活保護の状況

生活保護世帯数、被保護人数ともに減少傾向にあり、保護率は全国平均（H30年度：16.6%）よりも低い秋田県全体よりも、さらに低くなっています。

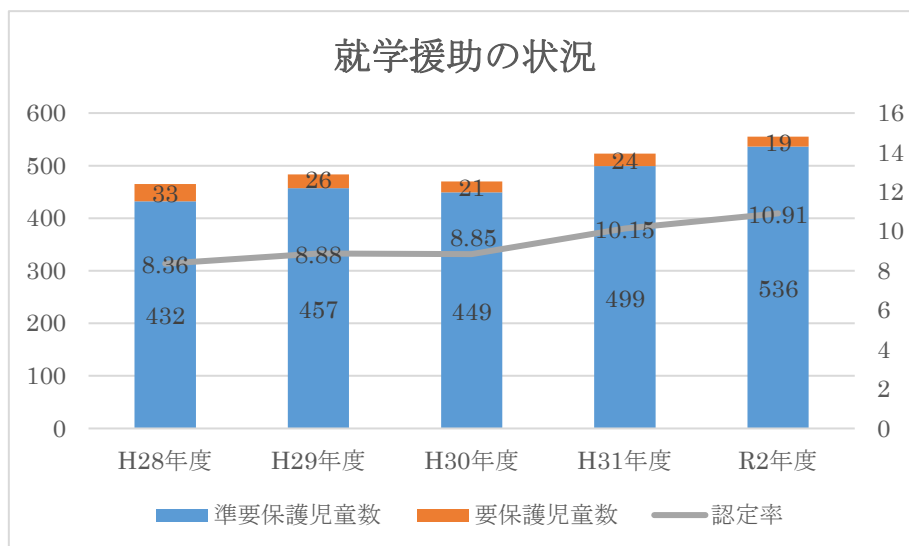
また、被保護児童数も減少し、令和2年度は平成28年度の半分以下の人数となっています。



資料：福祉支援課調べ（被保護世帯数・被保護人数は各年平均、被保護児童数は各年度末の値）

④就学援助の状況

本市の小学校・中学校における要保護児童数は減少傾向にあります。準要保護児童数は増加傾向にあります。また、市内全児童・生徒数に占める就学援助認定率は、平成30年度の全国平均14.72%、県平均13.38%より少ないものの、こちらも増加傾向にあります。



資料：市教育委員会学校教育課調べ

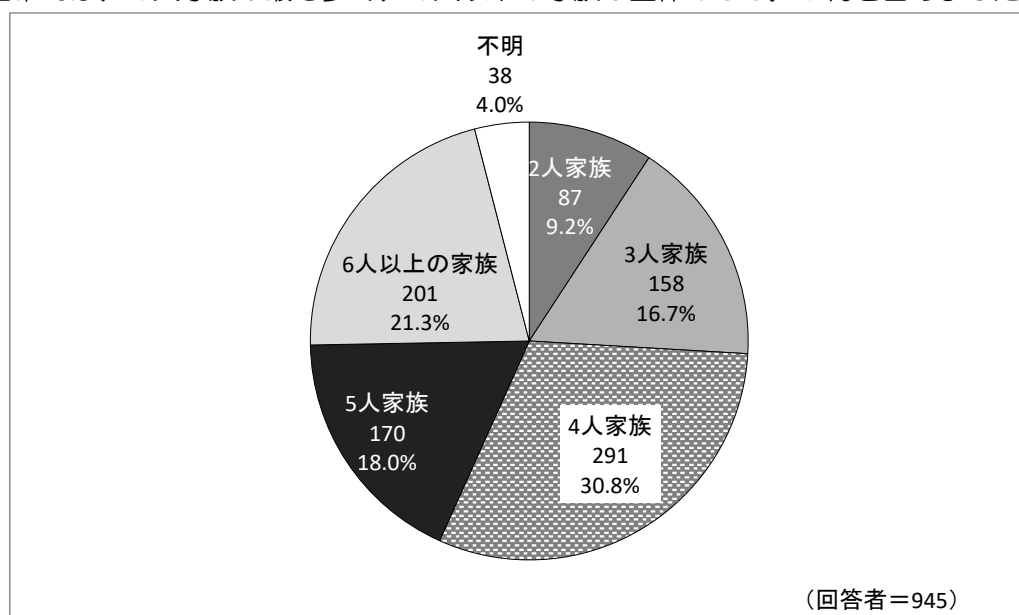
(3) アンケート調査の結果

本市では、18歳未満の児童を養育する保護者を対象に、市内保育園・認定こども園・小中学校に在籍する7,318名(約4,000世帯)の保護者に依頼文を配布し、その他の保護者に対しては市広報やホームページにて、回答を呼びかけ、7月1日から8月31日にかけて、インターネットによる子育て世帯の状況に関するアンケートを実施したところ、945世帯からの回答が得られました。

(以下の資料はアンケート結果より)

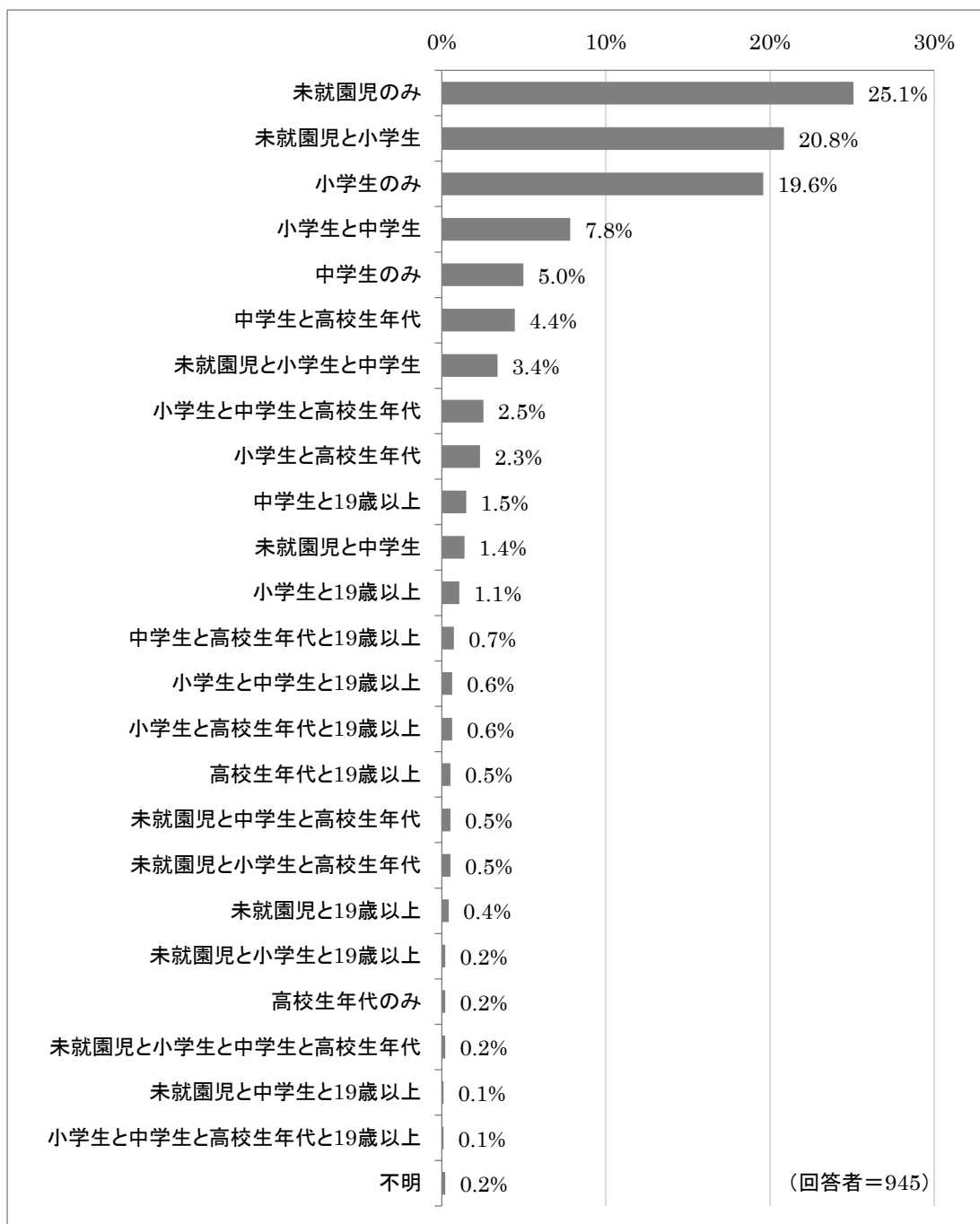
①回答世帯の家族の人数

回答世帯では、4人家族が最も多く、4人以下の家族が全体の56.7%を占めました。



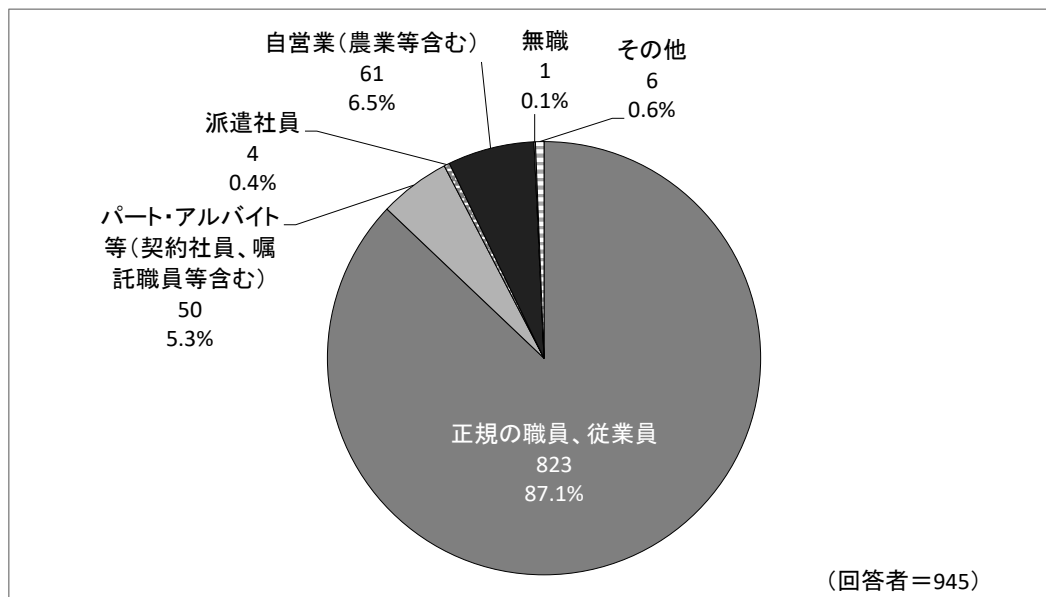
②回答世帯の子どもの年代

アンケートに回答いただいた世帯では、未就園児のみを養育する世帯が25.1%と最も多く、全体としては未就園児から小学生までを養育する世帯からの回答が3分の2近くを占めました。



③回答世帯の就労状況

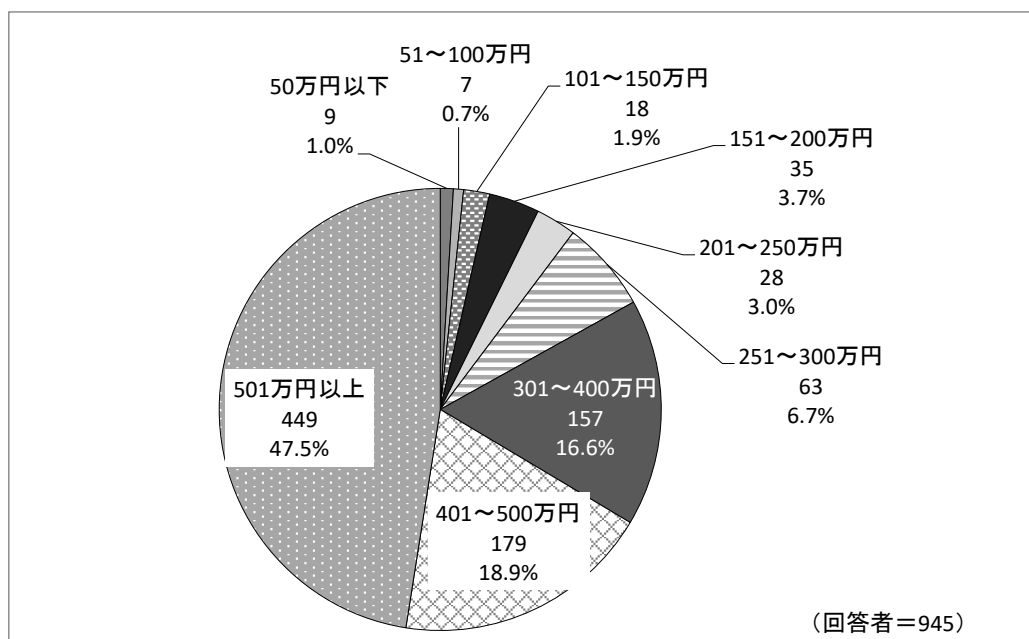
世帯内で最も収入の多い方の働き方としては、「正規の職員、従業員」が87.1%と最も多くなっていますが、「令和2年度母子・父子世帯実態調査」では、本市の常用雇用の割合が、父子世帯では74.6%、母子世帯で58.2%となっており、特に母子世帯で常用雇用の割合が低くなっています。



④回答世帯の収入の状況

回答世帯の世帯全体の年収としては、501万円以上と回答した世帯が全体の47.5%と最も多くなっています。

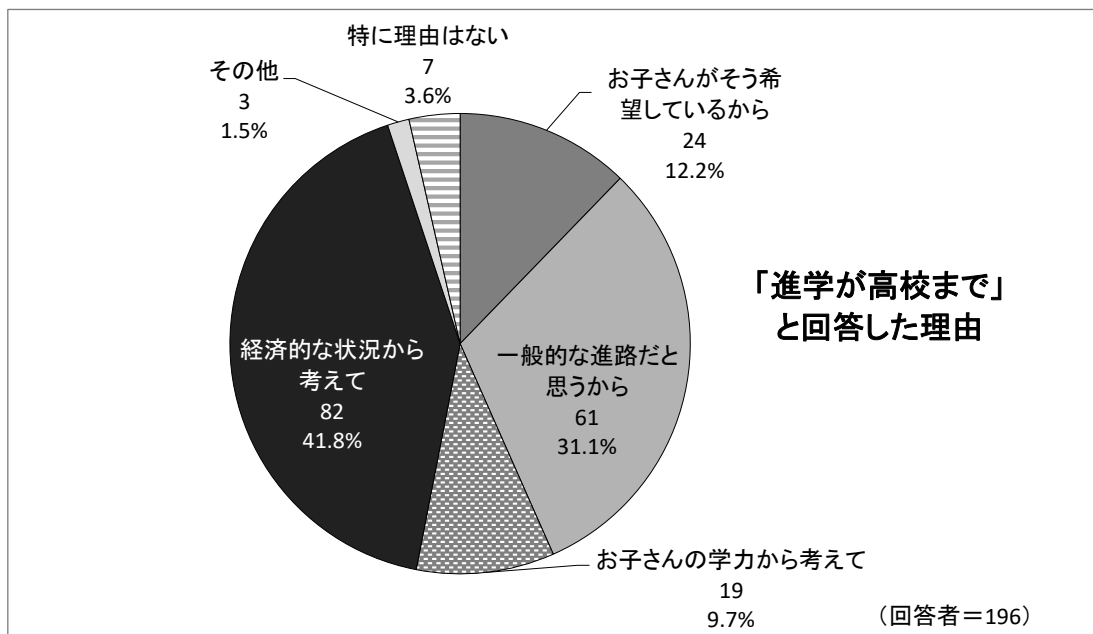
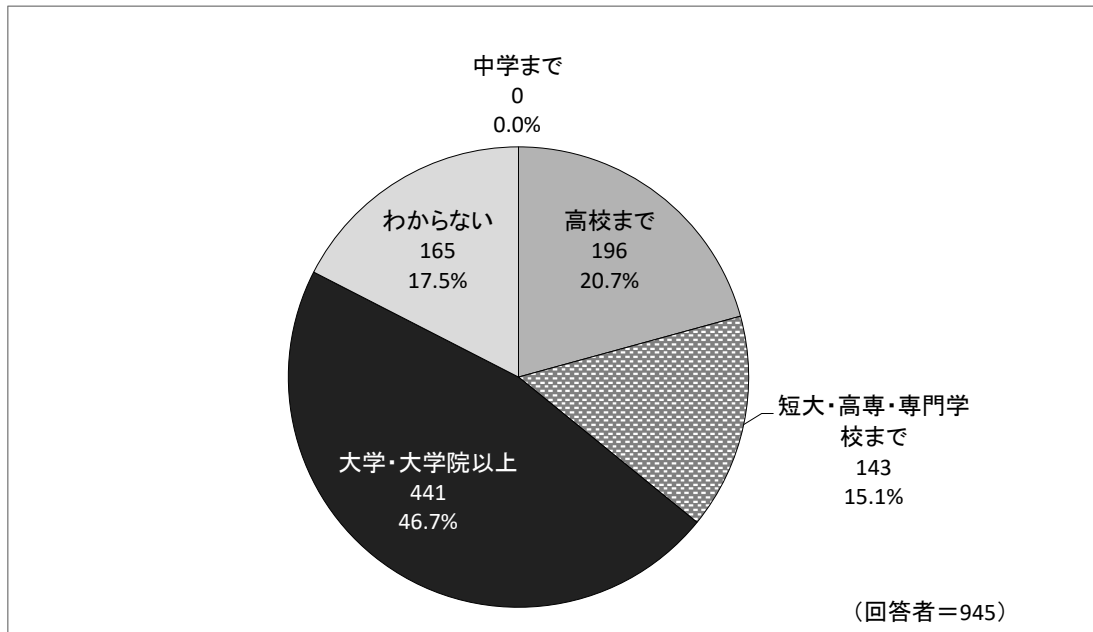
また、被扶養者の人数にもよりますが、世帯年収250万円以下の世帯(全体の10.3%)の中には、相対的貧困の可能性が高い世帯が多く含まれているものと思われます。



⑤ 設問「お子さんは将来、現実的に見てどこまで進学すると思いますか？」の結果

回答世帯のうち、子どもが大学以上進学すると思う世帯が46%で最も多く、高校を卒業した後に、何らかの学校に進学すると思う世帯は全体の6割に達しました。

また、「高校まで」と回答した世帯の理由としては、「経済的な状況から考えて」が41.8%と最も多い結果となりました。

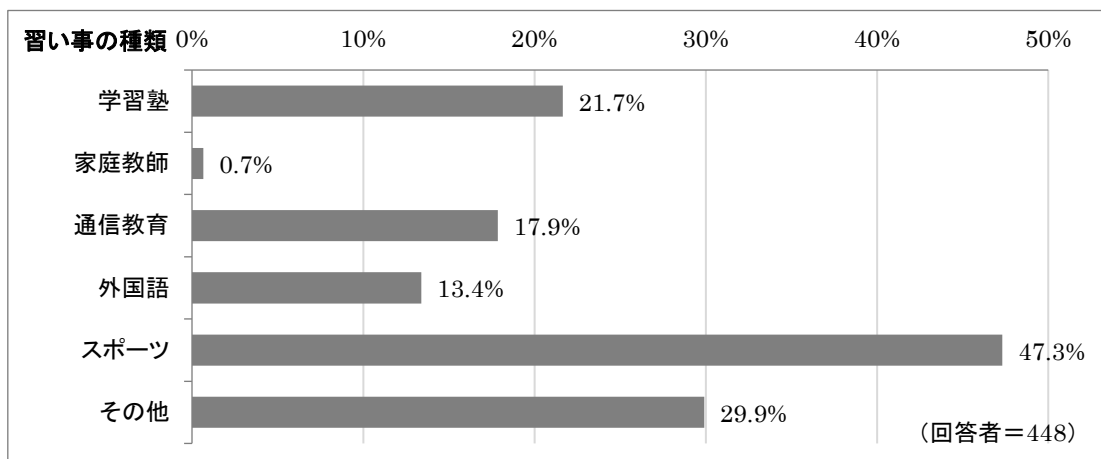
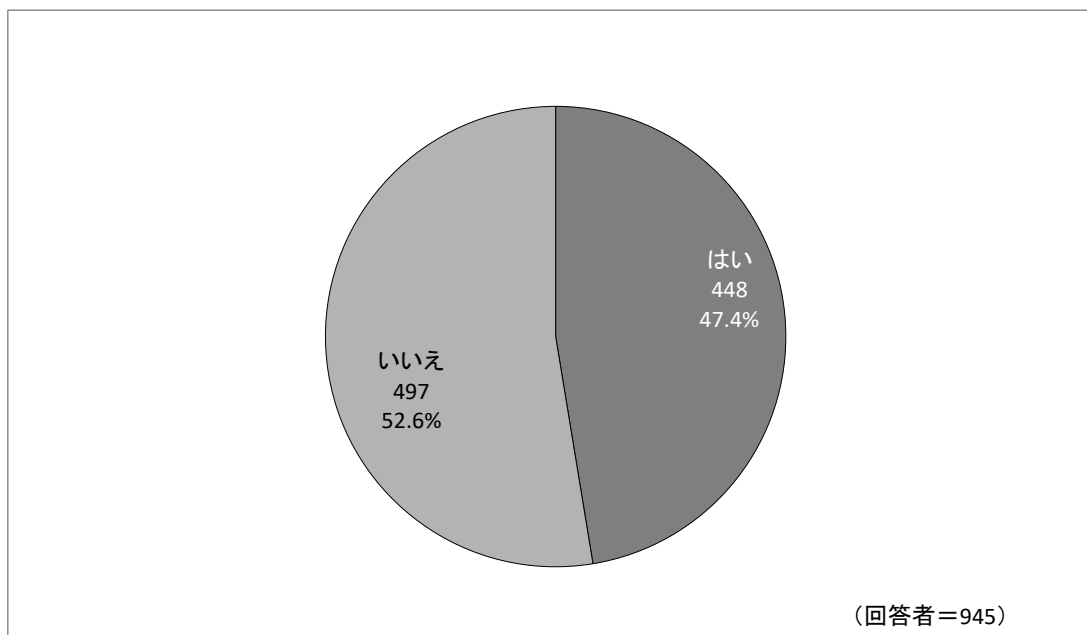


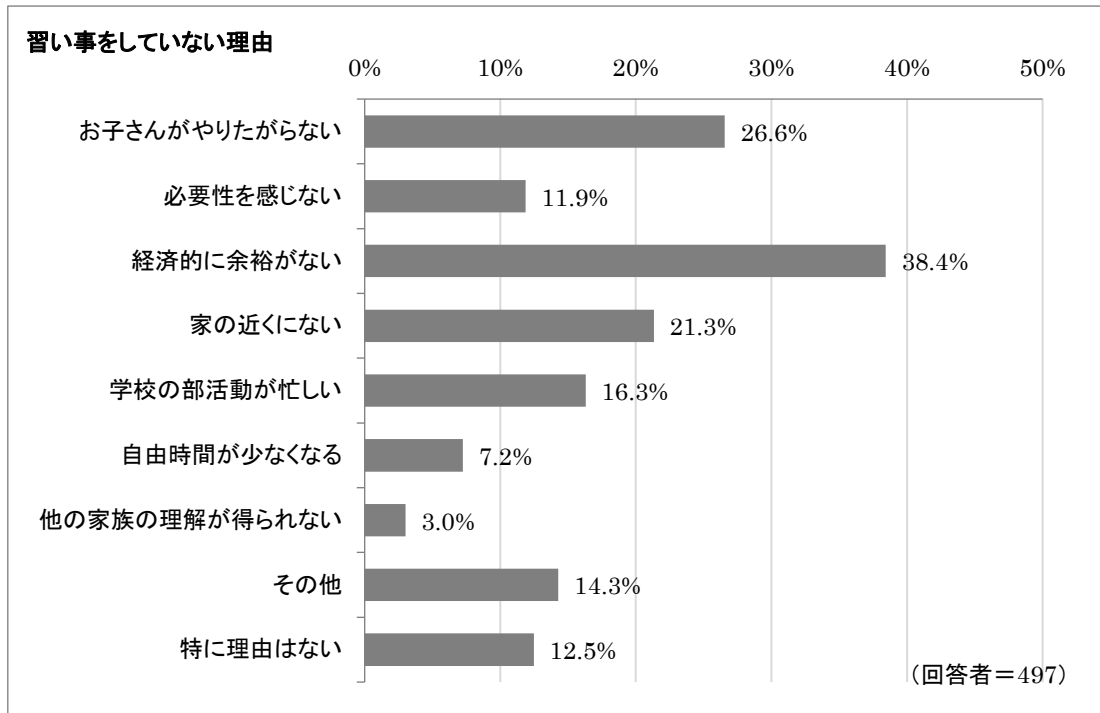
⑥ 設問「お子さんは習い事等（学習塾を含む）をしていますか？」の結果

回答世帯では、「はい」と回答した世帯が47.8%で、習い事の種類では、スポーツの習い事をしている世帯が最も多く47.3%でした。おそらくスポーツ少年団等に所属しているものと思われます。

次いで多かった「その他」の中では、ピアノや習字と回答した世帯がほとんどでした。

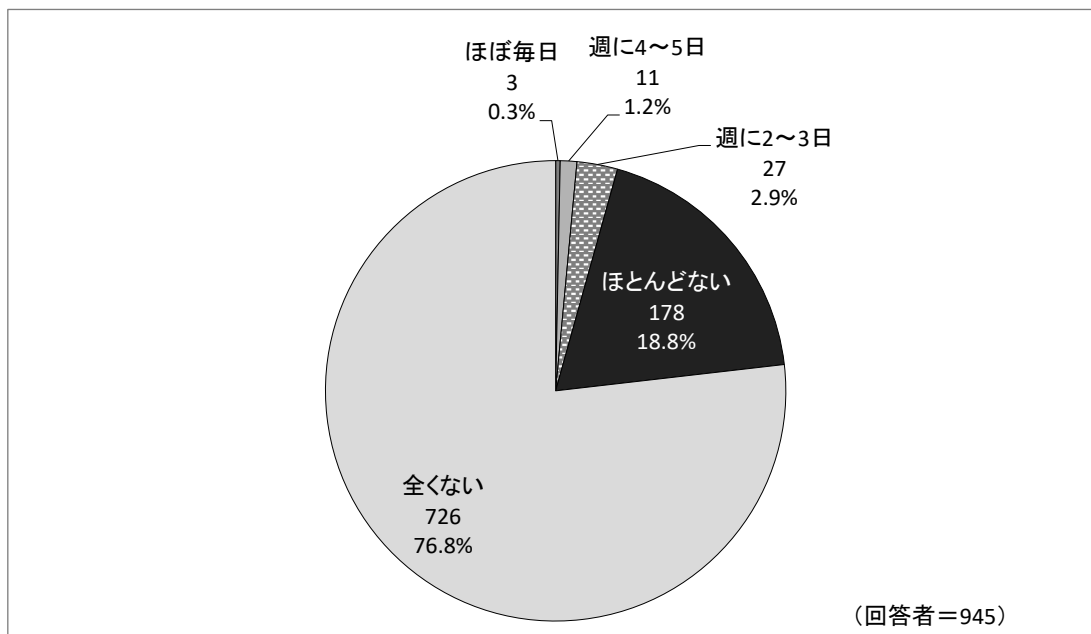
「いいえ」と回答した世帯の、習い事をしていない理由としては、「経済的に余裕がない」が最も多く、38.4%でした。





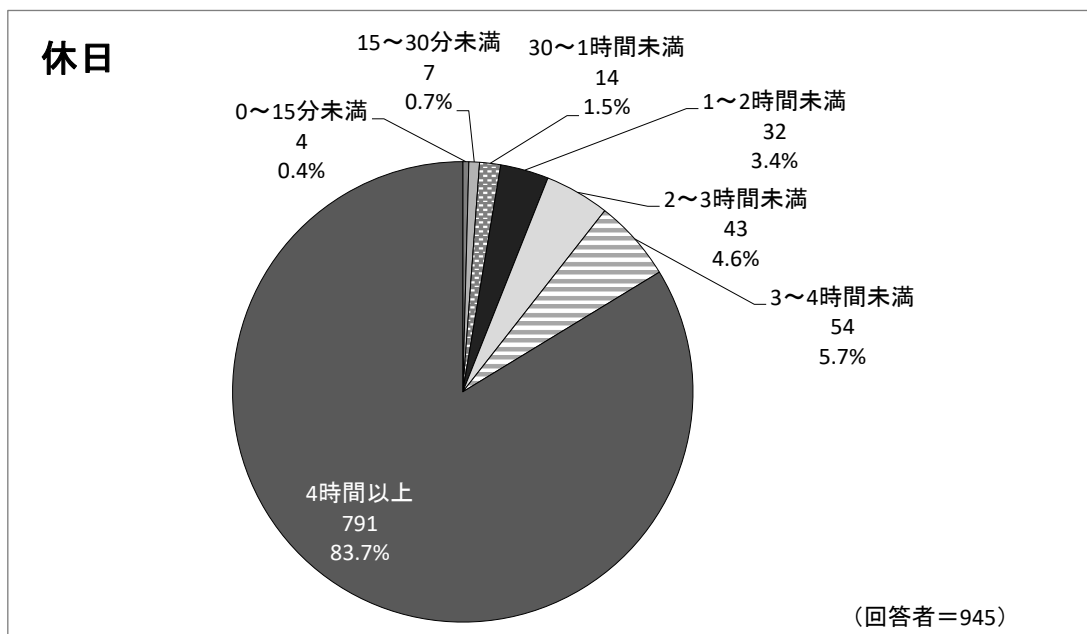
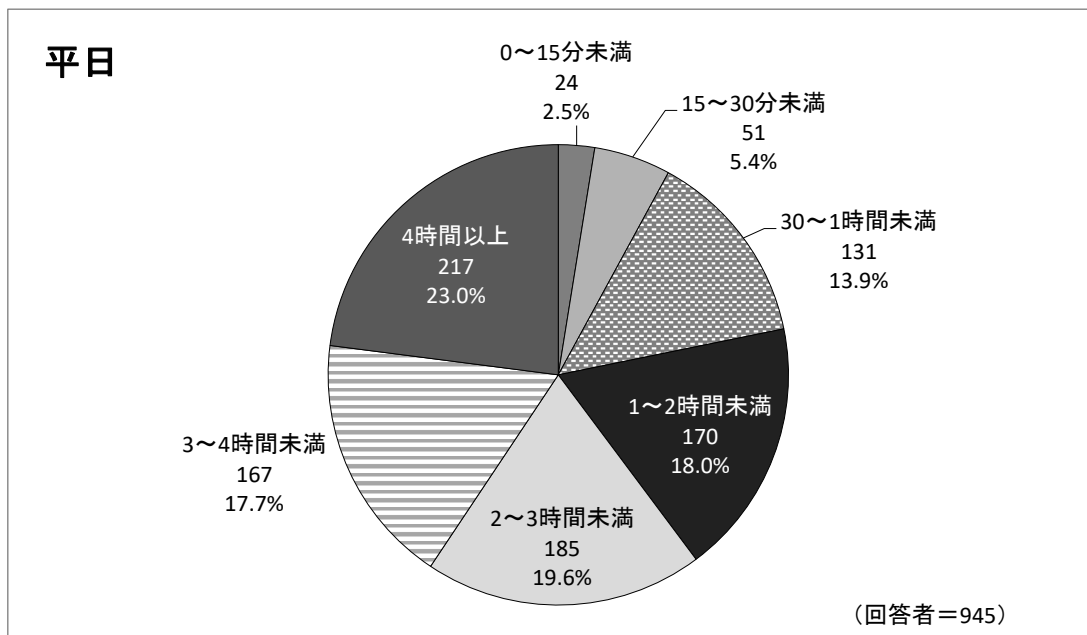
⑦ 設問「お子さんはひとりで晩ご飯を食べることはありますか？」の結果

回答世帯では、「全くない」が最も多く、76.8%でした。県のアンケート結果の「全くない」の56%を大きく上回っています。



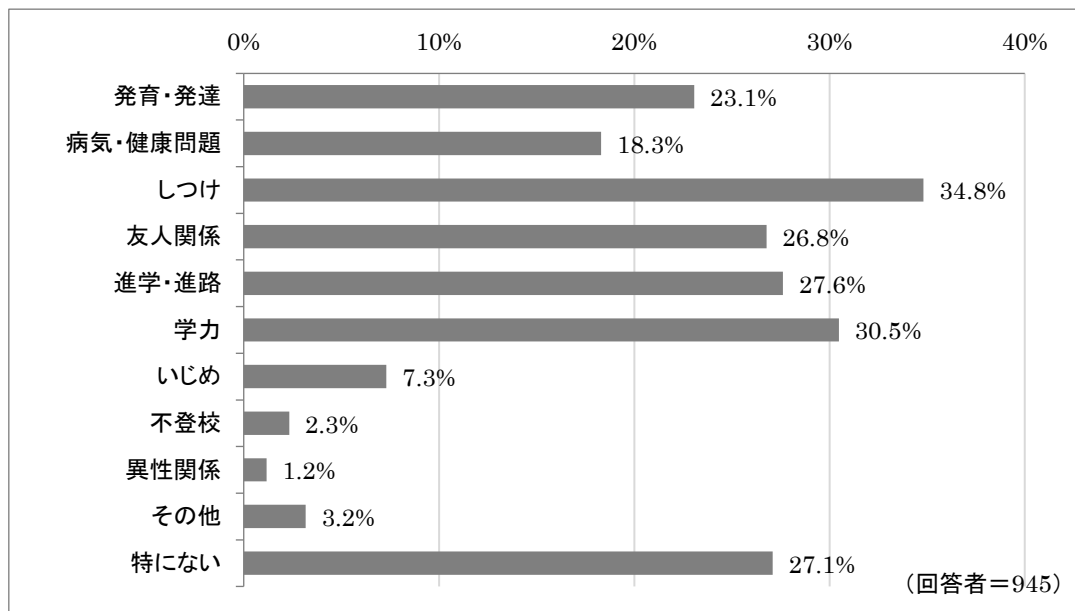
⑧ 設問「あなたや配偶者の方が、お子さんと一緒に勉強、遊び、会話等をする時間は1日どれくらいですか？」の結果

回答世帯では、「平日」、「休日」とともに子どもと過ごす時間は「4時間以上」が最も多く、「平日」で23.0%、「休日」で83.7%でした。県のアンケート結果の「4時間以上」では、「平日」は14%、「休日」は45%だったため、本市の回答世帯ではより多くの時間を子どもと過ごしている傾向がうかがえます。



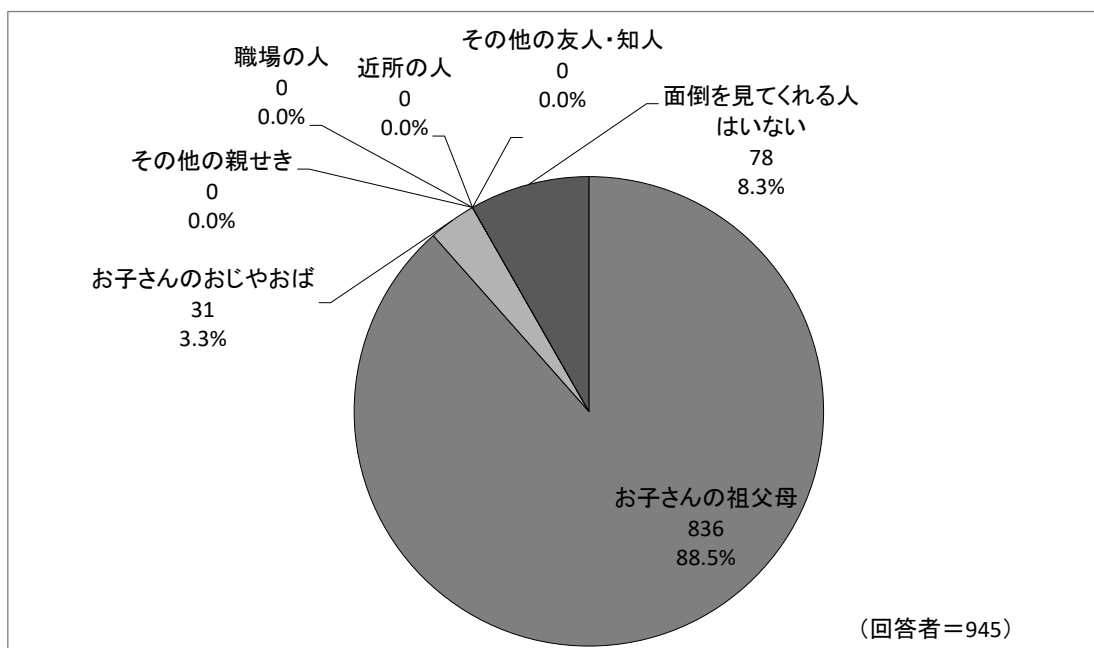
⑨ 設問「お子さんに関する次のような悩みはありますか？」の結果

回答世帯では、「しつけ」の悩みが最も多く34.8%、次いで「学力」が30.5%、3番目の「進学・進路」が27.6%でした。県のアンケート結果では、「進学・進路」が最も多く、次いで「学力」、3番目が「しつけ」だったため、県の結果に比べて、本市の回答世帯ではしつけに苦慮している状況がうかがえます。



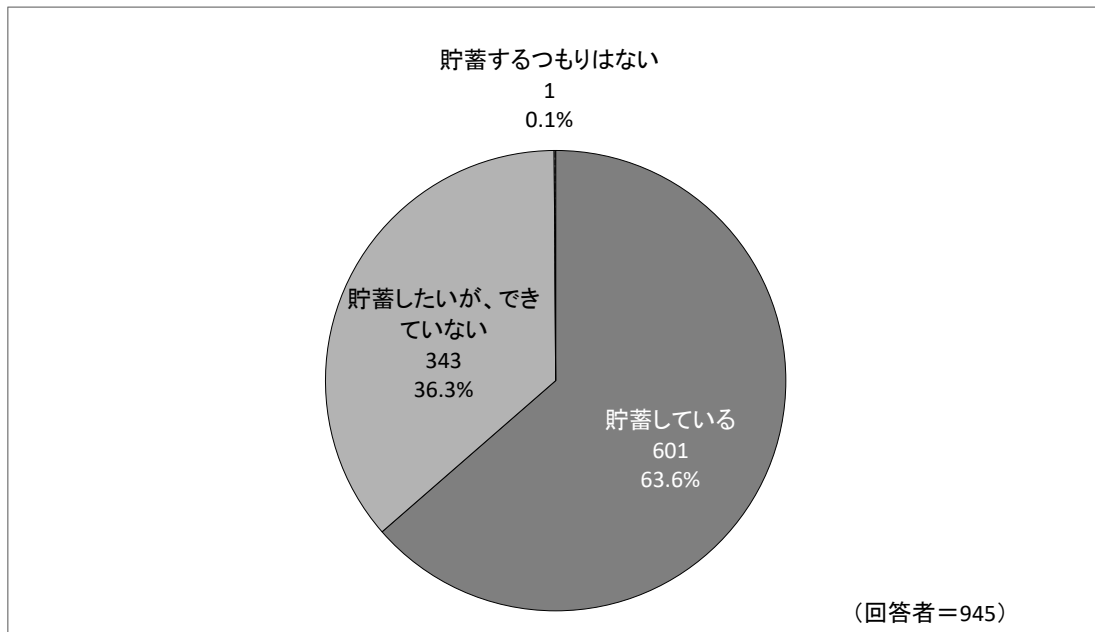
⑩ 設問「あなたや配偶者の方に不慮の事故があった時、お子さんの面倒を代わって見てくれる人はいますか？」の結果

回答世帯では、ほとんどの世帯で祖父母に見てもらえることができるようでしたが、「面倒を見てくれる人はいない」と回答した世帯が8.3%ありました。



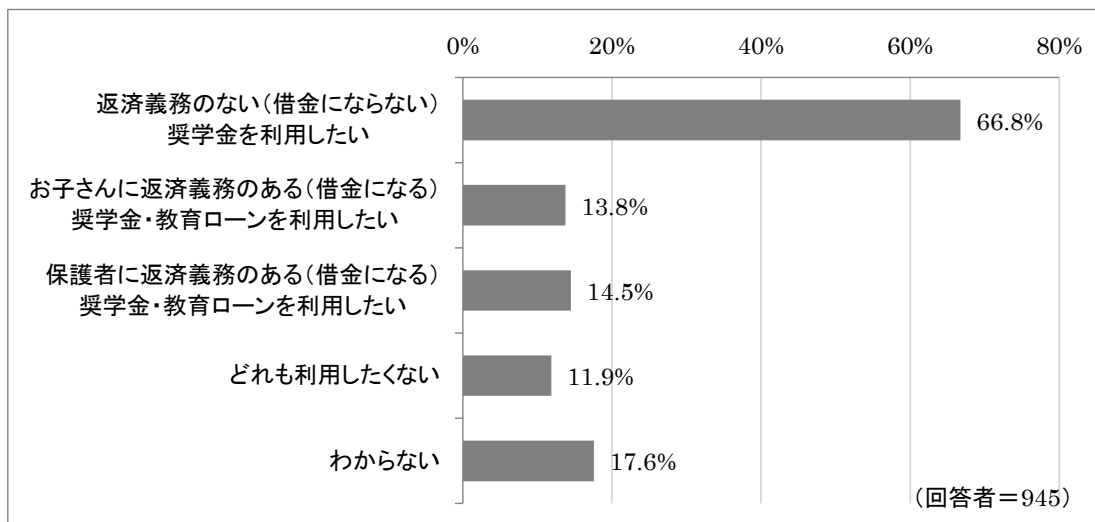
⑪ 設問「お子さんの将来のために貯蓄していますか？」の結果

回答世帯では「貯蓄している」が最も多く、63.6%でしたが、「貯蓄したいが、できていない」と回答した世帯も36.3%と3分の1以上を占めました。



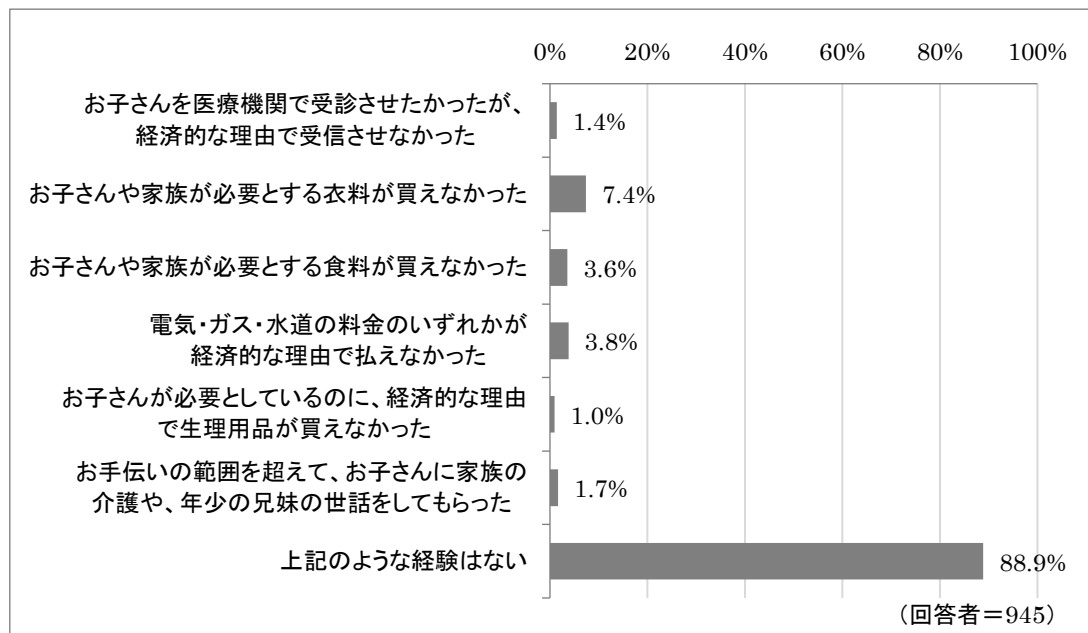
⑫ 設問「奨学金や教育ローンについてお答えください」の結果

回答世帯では、「返済義務のない(借金にならない)奨学金を利用したい」が66.8%で最も多く、県のアンケートでも同様の結果でした。



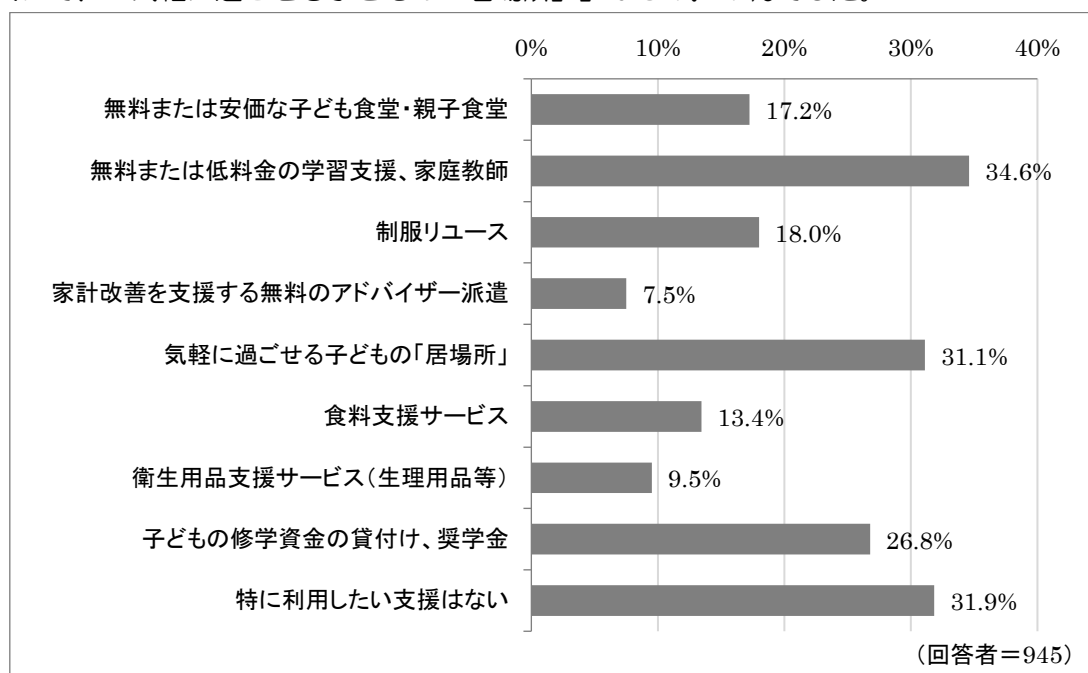
⑬ 設問「過去1年間に以下のような経験がありますか？」の結果

回答世帯では、ほとんどの世帯で、以下のような経済的に困ったこと等の経験をしていませんでしたが、必要とする衣料が買えなかった世帯が7.4%、食料が買えなかったり、公共料金等が払えなかったことがある世帯が3%程度ありました。



⑭ 設問「以下の支援を利用したい、お子さんを利用させたいと思いますか？」の結果

回答世帯では、「無料または低料金の学習支援、家庭教師」という回答が最も多く、34.6%でした。次いで、「気軽に過ごせる子どもの「居場所」」が31.1%でした。



⑮ 設問「その他、こんな支援があればいいと思うものについて自由にご記入ください」の結果

回答世帯のうち、255世帯がこの設問にご記入くださいました。全般的に、子育て世帯に対する経済的支援の拡充を望む声が多かったのですが、具体的な要望の中で最も多かったのは、大学等への進学に関する経済的支援で、回答世帯のうち2.1%、次いで多かったのが、高校生世代までの福祉医療制度の拡充で1.9%、子どもが遊べる場所を増やして欲しいという声で1.6%ありました。

このうち、高校生世代までの福祉医療制度の拡充については、令和3年10月1日より実施されております。

2 本市のデータやアンケート結果からみた分析と課題

「1(2)本市における状況」や「1(3)アンケート調査の結果」を国の大綱における重点施策の分類ごとに分析したところ、次のような傾向や課題がみられました。

【教育の支援】

就学援助の認定数と認定率が増加しているとともに、子どもの進学を高校までと回答した世帯のうち41.8%が、経済的な状況を理由にしています。

また、子どもに関する悩みで2番目に多かったのが「学力」で、利用したい支援で最も多かったのが「無料や低料金の学習支援」でした。

さらに、国の大綱の重点施策「教育の支援」の中には「多様な体験活動の機会の提供」という施策がありますが、習い事していない世帯のうち、習い事をしていない理由が、「経済的に余裕がない」と回答した世帯が最も多く、38.4%にのぼりました。

このことから、国が実施する高等教育の就学支援制度や各種奨学金についての周知と、市が実施している学習支援事業、体験活動の機会を提供する事業等の、より一層の周知と拡充が必要です。

【生活の安定に資するための支援】

子どもに関する悩みで最も多かったのが「しつけ」でしたが、世帯の人数で最も多かったのが「4人家族」で、4人以下で暮らす家族が半数以上を占めました。おそらくその大部分が核家族なのではないかと思われませんが、若い両親だけで子どもの「しつけ」に苦慮している状況がうかがえます。

また、利用したい支援で2番目に多かったのが「気軽に過ごせる子どもの「居場所」」だったことも、祖父母と離れて暮らす子どもが、のんびり安心して過ごせる場所を求めているのではないかと思われれます。

本市では、令和2年4月に、子どもの居場所と、保護者の敷居の低い相談窓口として、児童館や子育て支援センター等の複合施設「由利本荘市こどもプラザあおぞら」が開館し、また、妊産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、「由利本荘市子育て世代包括支援センターふぁみりあ」が同年7月に開設されました。これらの施設や機能が充分活用されるよう、周知の徹底と、各相談窓口や関係機関間のネットワークの強化が必要です。

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

アンケート結果では、世帯内で最も収入の多い方の働き方としては、「正規の職員、従業員」が最も多かったものの、「令和2年度母子・父子世帯実態調査」では、本市の母子世帯の常用雇用の割合が、58.2%と低い水準にあります。

市の支援のほか、県や国の制度にも繋がられるよう、相談支援体制の強化が求められます。

【経済的支援】

アンケートでは、子どもの将来のため「貯蓄したいが、できない」と回答した世帯が、3分の1を占めました。市のデータでも、就学援助の認定数や認定率が増加傾向にあることから、生活保護に至らないまでも、生活に困窮している子育て世帯が増加していることがうかがえます。

市では、福祉医療制度の高校生年代までの拡充や、3歳以上児の副食費の全額助成等、経済的支援を拡大していますが、経済的に困窮した世帯に対して、個別の支援に繋がられるよう、周知や相談体制の充実を図っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

本市では、国の大綱や秋田県の計画との整合性を図りながら計画を推進していくため、以下の3つの基本方針に沿って取り組んでいくこととします。

基本方針1 貧困の連鎖の解消

令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の第1条では、「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、（中略）子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。」としています。

これを踏まえ、全ての子どもが前向きな気持ちで夢や希望を持ち、本市の将来を支える人材に成長していけるよう、子どもの現在及び将来を見据えた対策を実施し、貧困の連鎖を断ち切ることを目指します。

基本方針2 切れ目のない支援体制の構築

子どもの貧困対策を進めるに当たっては、子どもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援につないでいく必要があります。

そのため、各種支援等が有機的に連携するとともに、切れ目なく必要な支援が提供されるよう、関係機関における情報の共有、連携の促進を図ります。

基本方針3 支援が必要な全ての子どもに支援の手を

貧困の状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用したがない等の状況も見られます。

こうした子どもたちや家庭を早期に発見し、早期に対策を講じていくため、各相談窓口の連携の強化や、物理的な一体化等のワンストップ化の推進等必要な体制づくりを進めていきます。

2 子どもの貧困に関する指標

本計画においては、全国と県との比較を含め、本市の子どもの貧困の状況を把握し、施策の効果等を検証・評価するため、県の指標との整合性を図り、下記のとおり指標を設定します。

No	指 標	国 (H30)	県 (H30)	本市 (基準値)	目 標
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校進学率	93.7%	92.2%	83.4% <small>(絶対数が少ないためR1~2平均)</small>	R4~8の平均を、基準値より向上させる
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	4.1%	3.7%	0% <small>(絶対数が少ないためR1~2平均)</small>	R4~8の平均を、基準値を維持する
3	生活保護世帯に属する子どもの大学進学率	36.0%	27.2%	25% <small>(絶対数が少ないためR1~2平均)</small>	R4~8の平均を、基準値より向上させる
4	母子世帯の親の就業形態における常用雇用の割合	44.4% (H27)	54.0%	58.2% (R2値)	R8には、基準値より向上させる
5	年間就労収入240万円以上の母子世帯の割合	—	17.1%	20.5% (R2値)	R8には、基準値より向上させる

第4章 施策の展開

本市では、前章の指標の改善に向け、国の大綱の重点施策の事項に基づき、以下の施策に取り組みます。

重点施策1 教育の支援

すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境に左右されることなく、学ぶ意欲をもち、質の高い教育によって能力や可能性を最大限伸ばすことができるよう、教育環境の整備と支援体制の充実を図ります。

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

事業名	事業概要	直近（令和2年度）の実施状況	対象者	担当
認定こども園、保育所の利用料軽減	3歳以上児の幼児教育、保育料を無料とします。また、給食の副食費を月額4,500円を上限に助成します。 3歳未満児の幼児教育、保育料も国基準の6割程度に軽減し、所得に応じて更に助成します。	3歳以上の保育料無料。 給食の副食費を月額4,500円を上限に助成。 3歳未満児の保育料を国基準の6割程度に軽減し、所得に応じてさらに助成。	保育認定を受けた乳幼児	こども未来課

(2) 地域に開かれた子ども達の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

事業名	事業概要	直近（令和2年度）の実施状況	対象者	担当
相談体制整備事業	「スクールカウンセラー」などを活用し、学校での相談体制の充実を図ります。	中学校10校にスクールカウンセラーを配置	心の悩みがある児童生徒及び保護者	学校教育課

(3) 特に配慮を要する子どもへの支援

事業名	事業概要	直近（令和2年度）の実施状況	対象者	担当
特別支援教育への援助	特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ、就学のために必要な経費を補助します。（特別支援学級）	対象者数： 小学生47名 中学生14名	特別な支援を必要とする児童・生徒の保護者	学校教育課

(4) 教育費負担の軽減

事業名	事業概要	直近（令和2年度）の実施状況	対象者	担当
要保護・準要保護児童生徒の援助	経済的に就学が困難であると認められる小学生・中学生の保護者に対し、市が就学に必要な経費の一部を援助します。	対象者数： 小学生355名 中学生212名	経済的に就学が困難であると認められる小学生・中学生の保護者	学校教育課
母子父子寡婦福祉資金の修学資金の貸付	経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上のため無利子または低利子で、修学資金及び就学支度金の貸付を行います。	相談件数：9件 実施件数：7件 貸付金額：5,004千円	20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等	こども未来課

(5) 地域における学習支援等

事業名	事業概要	直近（令和2年度）の実施状況	対象者	担当
地域未来塾	家庭での学習が困難であったり学習の習慣が身につけていない児童・生徒に対し、地域等の協力により学習支援を実施します。（生活困窮世帯を含む）	R2年度は新型コロナウイルスの影響により、9月～翌1月まで計16回開催 延べ参加者数は149名	市内の全中学生	生涯学習課
フリースペースそら	登校に不安を抱えたり、日中ひとりで過ごす子が、安心して過ごすことのできる居場所を開設しています。	4回開催 延べ参加者数27名	市内の全小学生	社会福祉協議会

(6) その他の教育支援

事業名	事業概要	直近（令和2年度）の実施状況	対象者	担当
ふれあい教室	不登校児童などのために、適応指導教室「ふれあい教室」を開設し、学校外での相談に努めます。	165日開催	不登校の小中学生	学校教育課
放課後子ども教室推進事業	小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々参加を得ながら、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流などの取り組みを行います。	R2年度は新型コロナウイルスの影響により、14校中11校で実施 延べ参加児童数は36,817人	小学校1～6年の児童	生涯学習課

重点施策2 生活の安定に資するための支援

貧困世帯の多くが、心身の健康、家庭、人間関係など、複合的で多様な問題を抱えていることから、教育や福祉、地域など関係機関が密接に連携しながら包括的な支援を行い、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの健全な成長を促します。

(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

事業名	事業概要	直近（令和2年度）の実施状況	対象者	担当
子育て世代包括支援センター運営事業	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行います。妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。	妊娠届時面談数：267人 プラン作成：267人 随時等相談件数：143件	妊産婦と乳幼児の家庭	健康づくり課
乳児家庭全戸訪問	乳児がいるすべての家庭に保健師や看護師が訪問し、子育て支援に関する情報提供、親子の心身の状況並びに養育環境の把握および助言を行い、子育て家庭の孤立を防ぐとともに、乳児の健全な育成環境を確保します。	訪問数：358人	生後4ヶ月までの乳児がいる家庭	健康づくり課

(↓ 次頁に続く)

乳幼児健康診査	4カ月児・7カ月児・10カ月児・1歳6カ月児・2歳児歯科検診・3歳児健診・5歳児健康相談の充実に努め、乳幼児の健康管理と、病気や障がいの早期発見、早期対応を図ります。	受診件数： 4ヶ月356人 7ヶ月351人 10ヶ月401人 1歳6ヶ月418人 2歳430人 3歳432人 (※新型コロナウイルス拡大防止のため、個別医療機関方式に変更して実施) 5歳224件 (※新型コロナウイルス拡大防止のため、対象人数を区切り、相談記載のある児だけを対象に実施)	生後4ヶ月から5歳までの乳幼児	健康づくり課
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	主に乳幼児とその保護者を対象に、育児不安等の相談や育児サークルの育成など、総合的な子育て支援事業を行います。	延べ利用者数：8,304人	主に3歳未満の乳幼児とその保護者	こども未来課
助産施設への措置	経済的に入院することが困難な妊婦に対し、入所措置し安心して出産できるよう援助します。	実施件数：0件	経済的に入院することが困難な妊婦	こども未来課

(2) 保護者の生活支援

事業名	事業概要	直近(令和2年度)の実施状況	対象者	担当
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、様々な理由により、生活に困っている方の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。	支援プラン作成件数：9件 うち18歳未満の子どもがいる世帯数：0件	経済的に困窮している世帯	福祉支援課
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子育てを手伝いたい人(協会員)と子育ての手助けが欲しい人(利用会員)、両方したい・できる人(両方会員)が会員同士で子育てを支援する相互互助活動の支援を行います。	協会員77人、利用会員197人 (うち両方会員7人) 延べ利用者数23人	生後3ヶ月以上、小学生までの保護者	こども未来課
一時預かり事業	日頃、教育・保育事業を利用していない家庭や、幼稚園の標準教育時間が終了後、保護者の都合で一時的に家庭での保育ができないとき、保育所で預かります。	市内全23保育園で実施	保育所、認定こども園に在籍していない乳幼児や認定こども園に在籍しているが、標準教育時間が終了後、家庭での保育ができない幼児	こども未来課
時間外保育事業(延長保育事業)	保育認定を受け認可保育所に入所している児童について、通常の保育時間を越えてしまうとき、延長して保育を実施します。	市内全保育園・認定こども園28園で実施 利用者延べ10,348人	保育所に在籍している乳幼児	こども未来課
病後児保育事業	病気の回復期などで集団保育が困難な保育所入所中の児童や、小学生を対象として一時的に預かることで、健康を守りながら保護者の就労との両立を支援します。	本荘・矢島地域2カ所で実施 利用者は延べ8人 (コロナウイルス蔓延前のR1は43人)	保育所入所中の児童や、小学生	こども未来課
認定こども園、幼稚園、保育所の利用料軽減(再掲)	3歳以上児の保育料を無料とします。また、給食の副食費を月額4,500円を上限に助成する。 3歳未満児の保育料を国基準の6割程度に軽減し、所得に応じて更に助成します。	3歳以上の保育料無料。 給食の副食費を月額4,500円を上限に助成。 3歳未満児の保育料を国基準の6割程度に軽減し、所得に応じてさらに助成。	保育認定を受けた乳幼児	こども未来課

(↓次頁に続く)

放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働などにより昼間家庭に居ない小学生を対象として、遊びと生活の場を与え、児童の健全育成の向上を図ります。 また、「放課後子ども総合プラン」に基づく総合的な放課後対策について、運営委員会等で協議しながら、可能な箇所については、放課後子ども教室との一体型の事業を実施します。	全14小学校区16クラブで実施 延べ利用者数約8万6千人 平日利用料200円 土曜・長期休暇利用料500円 ※生活保護世帯は利用料免除 ※ひとり親世帯は土曜・長期休業中も200円	小学生	こども未来課
生活福祉資金の貸付	生活に困窮している方に生活資金の貸付を行います。	貸付件数115件(内新型コロナウイルス感染症による特例貸付が83件)	低所得者、高齢者、障害者 (コロナ特例については、コロナの影響で収入が減少し、困窮している方)	社会福祉協議会
生活困窮世帯への食料支援	自立相談支援機関の相談課程等において、緊急に食料が必要と判断された場合に関係機関と連携し食料支援を行います。	提供実績：50件 うち高校生以下のいる世帯：4件	由利本荘市生活支援相談センターに相談登録をした方、生活保護受給の申請を行い受給決定待ちの方、行旅援護者等の生活困窮者	社会福祉協議会

(3) 子どもの生活支援

事業名	事業概要	直近(令和2年度)の実施状況	対象者	担当
子どもの医療費助成 (福祉医療制度)	県の乳幼児福祉医療費支給事業の所得制限により非該当となる0歳児～中学3年生の医療費と、同事業に該当する1歳児～中学3年生の一部負担金を全額助成します。 また、県の乳幼児福祉医療費支給事業の対象外の高校生の医療費を全額助成します。	県の所得制限により非該当となる511人、一部負担となる6,089人の医療費を無料化。	0歳から高校生世代の方	市民課
地域未来塾(再掲)	家庭での学習が困難であったり学習の習慣が身につけていない児童・生徒に対し、地域等の協力により学習支援を実施します。(生活困窮世帯を含む)	R2年度は新型コロナウイルスの影響により、9月～翌1月まで計16回開催 延べ参加者数は149名	市内の全中学生	生涯学習課

(4) 住宅に関する支援

事業名	事業概要	直近(令和2年度)の実施状況	対象者	担当
住居確保給付金の支給	生活困窮者自立支援法に基づき、離職により住居を失う、または失う恐れのある方に対し、給付金を支給します。	支給実績数：14件 うち18歳未満の子どもがいる世帯数：3件(給付総額：533,600円)	経済的に困窮している世帯	福祉支援課
母子父子寡婦福祉資金の転宅資金や生活資金の貸付	経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上のため無利子または低利子で、転宅資金や生活資金の貸付を行います。	相談件数： 転宅資金1件、生活資金2件 実施件数：0件	20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等	こども未来課
母子生活支援施設への措置	生活上、支援を要する母子世帯について、母子生活支援施設に入所措置し、生活の安定や自立を支援します。	施設入所者：2世帯(うち1世帯は5月で退所)	支援を要する母子世帯	こども未来課

(5) 支援体制の強化

事業名	事業概要	直近（令和2年度）の実施状況	対象者	担当
家庭相談室運営事業	専門の相談員を配置し、家庭における人間関係や児童の養育などの様々な悩みに対して、助言指導を行います。	家庭相談員の配置2名 相談件数147件	児童を養育する家庭	こども未来課
母子父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭の相談に対し、その自立に必要な情報提供や指導および職業能力の向上や求職活動に関する支援を行います。	母子父子自立支援員の配置1名 相談件数15件	ひとり親家庭	こども未来課
キッズルーム	更生保護女性の会と連携しながら、本荘地域を対象に週1回未就学児童を育児する世帯を対象に相談室を開設しています。	原則月4回の開催予定だが、令和2年度は新型コロナの影響で中止あり 延参加者数47名	未就学児童を育児する世帯	社会福祉協議会

重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労は、生活の安定を図るうえで重要であるとともに、大人が働く姿を示すことにより子どもが労働の価値や意味を学ぶことにつながるなど、教育的な意義からも大切であり、関係機関と連携しながら、就労環境の改善やワーク・ライフ・バランスへの取り組みを推進するとともに、ひとり親世帯のキャリアアップ支援の充実を図ります。

(1) ひとり親に対する就労支援

事業名	事業概要	直近（令和2年度）の実施状況	対象者	担当
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 母子寡婦等高等職業訓練促進給付金事業	市の指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、修了後に受講料の一部を支給します。市が定める資格(看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士)の取得を目的に、2年以上にわたり養成機関で受講する場合の生活費及び修了一時金を支給します。	高等職業訓練促進給付金： 対象者2人 給付額2,172千円	母子家庭の母又は父子家庭の父であって、児童扶養手当の支給を受けている等の要件を満たす者	こども未来課
母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金や生活資金等の貸付	経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上のため無利子または低利子で、技能習得資金や生活資金の貸付を行います。	相談件数： 技能習得資金0件、生活資金2件 実施件数：0件	母子家庭の母又は父子家庭の父であって、児童扶養手当の支給を受けている等の要件を満たす者	こども未来課
ひとり親世帯を対象とした求職及び講習会等の情報提供	秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の母及び父を対象に、就業に関する相談や技能取得講習会の実施、就業情報提供などを実施しています。	センターの周知、紹介を行った。 市内のひとり親の相談：4人	20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭等	ひとり親家庭就業・自立支援センター

(2) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

事業名	事業概要	直近（令和2年度）の実施状況	対象者	担当
生活保護受給者に対する就労支援員による支援	生活保護受給者の就職を専任の就労支援員が支援します。	就労支援を行った件数：38件 うち18歳未満の子どもがいる世帯数：6件	経済的に困窮している世帯	福祉支援課

重点施策4 経済的支援

子どもの貧困対策を進めていくにあたっては、教育や生活、就労に係る様々な取り組みを進めるほか、世帯状況や所得に応じて生活保護や各種手当等の給付、貸付制度などにより、経済面から世帯の生活期本を支えていきます。

事業名	事業概要	直近（令和2年度）の実施状況	対象者	担当
児童手当の支給	児童手当法に基づき、児童手当を支給します。	受給者数：4,296人 対象児童数：7,101人	中学卒業までの児童を養育している父母等（※公務員は所属庁より支給）	こども未来課
児童扶養手当の支給	ひとり親または父母のどちらかが重度の障がいを持つなどの場合、児童の父母または、父母に代わって児童を養育する者に、児童扶養手当法に基づき、手当を支給します。	受給者数：521人 対象児童数：751人	高校卒業までの年齢の児童を養育するひとり親で、所得制限限度額を下回る者	こども未来課
ひとり親家庭等養育費確保支援事業	離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長・発達を支援するため、養育費の取り決め・確保の手續きに要する費用を補助します。（秋田県事業：市で受付）	令和3年9月1日より開始	養育費の取り決めや確保の手續きを行おうとするひとり親	こども未来課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 母子寡婦等高等職業訓練促進給付金事業（再掲）	市の指定する職業能力開発のための講座を受講した場合、修了後に受講料の一部を支給します。市が定める資格（看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士）の取得を目的に、2年以上にわたり養成機関で受講する場合の生活費及び修了一時金を支給します。	高等職業訓練促進給付金： 対象者2人 給付額2,172千円	母子家庭の母又は父子家庭の父であって、児童扶養手当の支給を受けている等の要件を満たす者	こども未来課
母子父子寡婦福祉資金の修学資金の貸付（再掲）	経済的自立と生活の安定、子どもの福祉向上のため無利子または低利子で、修学資金及び就学支度金の貸付を行います。	相談件数：9件 実施件数：7件 貸付金額：5,004千円	母子家庭の母又は父子家庭の父であって、児童扶養手当の支給を受けている等の要件を満たす者	こども未来課
子育て支援金	次代を担う新生児の誕生を祝うとともに子育て支援を推進するため、一時金を支給します。（第2子10万円、第3子以降20万円）	支給実績： 第2子（10万円） 131件 第3子以降（20万円） 76件	2人目、3人目を出産した人、またはその配偶者	こども未来課
子どもの医療費助成（福祉医療制度）（再掲）	県の乳幼児福祉医療費支給事業の所得制限により非該当となる0歳児～中学3年生の医療費と、同事業に該当する1歳児～中学3年生の一部負担金を全額助成する。また、県の乳幼児福祉医療費支給事業の対象外の高校生の医療費を全額助成します。	県の所得制限により非該当となる511人、一部負担となる6,089人に対して市が助成し、医療費の無料化を図った。	0歳から高校生世代の方	市民課
生活保護事業	資金などを活用してもなお生活が困難している方に健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を支援する制度。就学に係る費用について教育扶助などを支給し、生活の安定を図ります。	受給世帯数：586件 うち18歳未満の子がいる世帯数：19件	経済的に困窮している世帯	福祉支援課
修学旅行助成事業	要保護・準要保護家庭の中学生に対し、修学旅行に係る費用の一部を助成します。	46世帯	要保護・準要保護家庭の中学生	社会福祉協議会
生活福祉資金の貸付（再掲）	生活に困窮している方に生活資金の貸付を行います。	貸付件数115件（内新型コロナウイルス感染症による特例貸付が83件）	低所得者、高齢者、障害者（コロナ特例については、コロナの影響で収入が減少し、困窮している方）	社会福祉協議会

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本市は、国や秋田県と連携し、地域の実情に応じた効果的な対策を積極的に講じ、本計画の着実な推進を図るとともに、困難な状況にある子どもや家庭にもっとも身近な自治体として、様々な関係者の間で支援のための連携や調整を行い、実情に即した適切な支援を行っていくための中心的な役割を担っていきます。

2 計画の進捗管理と計画の見直し

本計画の策定後においては、子どもの貧困対策に関する施策の評価を行うため、計画の推進状況の点検や検討を行います。

また、本計画は社会情勢の変化、子どもの貧困に関する状況、計画に掲げる施策の実施状況や、国及び県の動向を踏まえ、必要に応じ見直しを検討します。

3 各種施策の周知について

本計画に掲げる施策については、支援を要する方が支援を受けやすくできるよう、市ホームページやガイドブック等により制度周知や情報提供に努めてまいります。

由利本荘市 子どもの生活応援計画

令和4年4月

由利本荘市健康福祉部 こども未来課
